



島根県報

平成28年11月25日（金）

第2,856号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【特定調達公告】

| | | |
|--|----------|----|
| 島根県データセンターサービスに係る賃貸借契約に係る随意契約の相手方等 | （情報政策課） | 2 |
| 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 | （下水道推進課） | 2 |
| 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 | （ 〃 ） | 5 |
| 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る一般競争入札の実施 | （ 〃 ） | 8 |
| 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）に係る一般競争入札の実施 | （ 〃 ） | 12 |
| 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）に係る一般競争入札の実施 | （ 〃 ） | 15 |

【人委告示】

| | | |
|-------------------------------|--|----|
| 平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施 | | 18 |
|-------------------------------|--|----|

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県データセンターサービスに係る賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年9月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社マツケイ 代表取締役社長 佐藤 寿行 島根県松江市乃木福富町735番地211

5 随意契約に係る契約金額

71,782,848円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

平成29年2月1日（水）から平成30年3月31日（土）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成29年2月1日（水）から平成30年1月31日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、

内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は、先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(7) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(4) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(4) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(4) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成28年12月9日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められ

る関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)エ及びクの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成29年1月19日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成29年1月20日（金） 午後2時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : January 19th, 2017

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 3,000トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成29年3月1日（水）から平成30年3月31日（土）まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成29年3月1日（水）から平成30年2月28日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は、先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(6) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(5) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(7) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(8) 開札順位6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成28年12月9日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（島根県の休日定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成29年1月19日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成29年1月20日（金） 午後2時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : January 19th, 2017

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）又は炭化製品化による処分業務

(4) 委託期間

平成29年3月1日（水）から平成30年3月31日（土）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成29年3月1日（水）から平成30年2月28日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は、先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(7) 開札順位 1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(4) 開札順位 2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(7) 開札順位 3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(5) 開札順位 4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(6) 開札順位 5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(6) 開札順位 6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の

認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成28年12月9日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務又は炭化製品化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務又は炭化製品化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成29年1月19日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成29年1月20日（金） 午後2時45分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid

(2) Date and Time for Bidding : January 19th, 2017

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月25日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品化による処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

平成29年2月1日（水）から平成30年3月31日（土）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成29年2月1日（水）から平成30年1月31日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は、先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることができる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。

(ア) 開札順位1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(イ) 開札順位2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(ロ) 開札順位3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(ハ) 開札順位4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(ニ) 開札順位5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(カ) 開札順位 6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成28年12月9日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)クの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成29年1月19日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成29年1月20日（金） 午後3時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価

格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No. 1)

(2) Date and Time for Bidding : January 19th, 2017

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 6579

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,500トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の資源化による処分業務

なお、資源化による処分とは、セメント製造工場での処分（焼成）、炭化製品化による処分又は肥料原料化による処分とする。

(4) 委託期間

平成29年2月1日（水）から平成30年3月31日（土）まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成29年2月1日（水）から平成30年1月31日（水）までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ この入札は先抜け方式とし、以下に掲げる6つの業務について、2つの業務までは落札者となることのできる。入札執行は、以下の開札順位に従って行うこととし、順次落札者を決定する。

なお、2つの業務について落札者となった者が、その後開札される業務について入札を行っている場合は、その

入札を無効とする。

(7) 開札順位 1

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(f) 開札順位 2

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託

(e) 開札順位 3

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託

(d) 開札順位 4

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託

(c) 開札順位 5

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その1）

(b) 開札順位 6

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託（その2）

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第5条第1項の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する入札参加資格者審査申請書を、平成28年12月9日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条第1項の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16項ただし書の規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 単独又は共同企業体の構成員として平成23年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日までの間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

ク 肥料原料化業務を行う者にあつては、下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)イ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務、炭化製品化業務又は肥料原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

また、肥料原料化業務を行う者にあつては、(1)クの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-6579

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は、要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成28年11月25日（金）から同年12月16日（金）まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 提出方法

郵便による提出のみ認める。

イ 期限

平成29年1月19日（木）

ウ 場所

(1)の担当部局とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成29年1月20日（金） 午後3時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22

号) 第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement or Carbonized Biosolid or Fertilizer (No. 2)

(2) Date and Time for Bidding : January 19th, 2017

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 6579

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第7号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成28年11月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成28年11月28日（月）から同年12月20日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、12月20日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、12月16日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職 務 内 容 |
|------|--------|---|
| 総合土木 | 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画や土地改良・農地防災等の調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事 |
| 建築 | 2名 | 島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物 |

| に関する企画・設計・施工管理等に従事 |

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、1月7日に別途実施予定の採用選考による試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

| 試験区分 | 年 齢 ・ 学 歴 等 |
|-------|---|
| 全試験区分 | 次のいずれかに該当する者 ア 昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 |

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

| 日 時 | | 試験地及び試験場 | | 合 格 発 表 |
|------------------------------|---|-------------|----------------------|---|
| 平成29年1月7日（土） （全試験区分共通） | 受付時間 8：30～8：50 試験時間 9：00～17：30 （「建築」は～17：00） | 松 江 市 | 島根県職員会館 （松江市内中原町） | 1月27日（金）（予定）に県庁前 掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 |
| 平成29年1月8日（日） （試験区分「総合土木」） | 試験時間（面接試験） 9：00～ | | | |
| 平成29年1月8日（日） （試験区分「建築」） | 受付時間 8：30～8：50 試験時間（実技試験） 9：00～12：30 試験時間（面接試験） 13：30～ | | | |

(注) 面接試験の受験者ごとの予定時間は、申込締切後に受験申込者に対して通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

| 試験種目及び配点 | 内 容 |
|----------------|---------------------------------------|
| 教養試験 (150点) | 公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験 |
| 専門試験 (150点) | 専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験 |

| | |
|----------------|--|
| 論文試験 (200点) | 文章による表現力、課題に対する理解力等の試験 |
| 面接試験 (500点) | 職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） |
| 実技試験 (200点) | 専門的な知識及び能力等をみる目的での建築設計の筆記実技試験 ※試験区分「建築」のみ実施 |
| 適性検査 | 職務遂行に必要な適性の検査 |

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

| 試験区分 | 出題分野 |
|------|---|
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物 |
| 建築 | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工 |

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込む場合

島根県人事委員会事務局のホームページの申込画面から申込みとともに、所定の様式により自己紹介書を島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。自己紹介書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度資料」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

所定の申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

9 給与

初任給は、平成28年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

| 試験区分 | 学歴 | 年齢 | 公務に有効な民間等経歴 | 初任給月額 |
|-------|-----|-----|-------------|----------|
| 全試験区分 | 大学卒 | 22歳 | 0年 | 177,830円 |
| | | 32歳 | 10年 | 224,024円 |